

第74期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2024年6月27日（木曜日）午前10時
（受付開始は午前9時）

開催場所

札幌市東区北六条東四丁目1番地7
デ・アウネさっぽろ 1階 展示場102A

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役1名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

インターネット又は書面（郵送）による
議決権行使期限
2024年6月26日（水曜日）
午後5時30分まで

会社法改正により電子提供制度が施行されておりますが、本年の株主総会につきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、議決権を有する全ての株主様に、従来どおりの株主総会資料をお送りしております。

証券コード 7461

(発送日) 2024年6月7日

(電子提供措置開始日) 2024年6月6日

株 主 各 位

札幌市東区北六条東四丁目1番地7

株式会社 **キムラ**

代表取締役社長 木 村 勇 介

第74期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第74期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.kimuranet.jp>

（上記ウェブサイトアクセスいただき、「コーポレートサイト」より「IR情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「キムラ」又は「コード」に当社証券コード「7461」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月26日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 札幌市東区北六条東四丁目1番地7
デ・アウネさっぽろ 1階 展示場102A
3. 目的事項
報告事項
 1. 第74期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第74期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役1名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎本年の株主総会につきましては、書面交付請求をいただいた株主様も含め議決権を有する全ての株主様に、電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
- ① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年6月27日（木曜日）
午前10時（受付開始:午前9時）



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月26日（水曜日）
午後5時30分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年6月26日（水曜日）
午後5時30分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 票
○○○○ 御中
××××年 ×月××日

印刷枚数

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトにログイン時コード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号・第2号・第4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

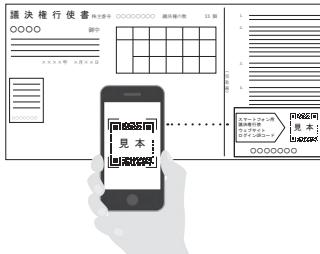
- ・インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社テンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回のみ。

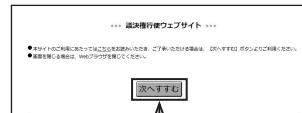
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

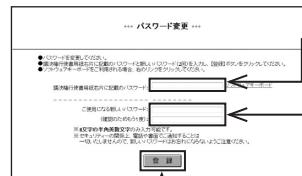
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、アフターコロナへの転換に伴い経済活動の正常化が進み、雇用・所得環境の改善や日経平均株価の大幅な上昇が見られるなど、緩やかな回復基調となりました。しかしながら、世界的な金融引き締めや中国経済の先行き不安に伴う海外の景気下振れ、円安基調による資源・原材料価格高騰に伴う物価上昇、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化や中東情勢不安による地政学リスクの高まり等により、依然として先行き不透明な状況が続いています。卸売事業の営業基盤であります住宅業界におきましては、職人不足や建築資材価格の高騰に伴う住宅価格の上昇から、住宅取得マインドの低下が懸念され、新設住宅着工戸数は減少傾向が続く環境となりました。全国における新設住宅着工戸数は800,176戸（前年比7.0%減）、当社の主力市場である北海道におきましては、28,419戸（同3.9%減）と前年を下回る水準で推移しております。その中で当社の業績に大きく影響を及ぼす持家は、全国で219,622戸（前年比11.5%減）、北海道で8,157戸（同14.1%減）と全国、北海道ともに前年を大きく下回る水準で推移しております。

このような状況下において、ダクトレス全熱交換換気システム「Air save」などの換気関連商品の販売強化と既存取引先との関係強化に努めてまいりました。

小売事業におきましては、個人の節約志向は根強く、同業他社、他業種との競争の激化が続いております。このような状況下において、お客様満足度の向上、接客力の強化による他店との差別化に努めてまいりました。

これらの結果、当企業グループの第74期連結決算は、売上高339億93百万円（前連結会計年度比3.3%減）、営業利益18億14百万円（同17.3%減）、経常利益19億83百万円（同15.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益10億31百万円（同20.5%減）となりました。

また、当社単体におきましては、売上高107億68百万円（前期比7.7%減）、営業利益5億1百万円（同19.9%減）、経常利益7億4百万円（同17.0%減）、当期純利益5億5百万円（同17.4%減）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

卸売事業は、オリジナル商品である換気関連商品の販売強化に努めてまいりましたが、持家着工戸数減少の影響もあり、売上高100億69百万円（前連結会計年度比7.3%減）、営業利益7億99百万円（同13.2%減）となりました。

小売事業は、各種サービスの拡充によるお客様満足度の向上に努めてまいりましたが、人件費、水道光熱費を始めとした経費増加もあり、売上高216億7百万円（前連結会計年度比1.3%減）、営業利益10億27百万円（同24.9%減）となりました。

不動産事業は、賃貸資産の適切な管理と効率的な運用を心掛けておりますが、売上高4億22百万円（前連結会計年度比9.2%減）、営業利益2億74百万円（同2.4%減）となりました。

足場レンタル事業は、業務の効率化と経費節減に努めており、売上高5億88百万円（前連結会計年度比23.6%減）、営業利益31百万円（同10.2%増）となりました。

サッシ・ガラス施工事業は、工事現場での設計、監理、施工の基本を徹底することで業務の効率化に努め、商業施設の受注が好調だったこともあり、売上高13億4百万円（前連結会計年度比13.8%増）、営業利益95百万円（同683.1%増）となりました。

当連結会計年度の事業区分別売上高は下記のとおりであります。

（単位：百万円）

事業区分	第73期 (2023年3月期)		第74期 (2024年3月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減比
卸売事業	10,865	30.9%	10,069	29.6%	△795	△7.3%
小売事業	21,894	62.3%	21,607	63.6%	△286	△1.3%
不動産事業	465	1.3%	422	1.2%	△42	△9.2%
足場レンタル事業	771	2.2%	588	1.7%	△182	△23.6%
サッシ・ガラス 施工事業	1,147	3.3%	1,304	3.8%	157	13.8%
合計	35,143	100.0%	33,993	100.0%	△1,149	△3.3%

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施しました設備投資の総額は11億50百万円であります。その主なものは卸売事業におけるシステム開発 2 億47百万円、関東営業所新築工事 2 億20百万円及び小売事業におけるブリーディングセンター新設 1 億57百万円、新規出店予定店舗工事 1 億20百万円であります。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 直前 3 事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 71 期 (2021年 3 月期)	第 72 期 (2022年 3 月期)	第 73 期 (2023年 3 月期)	第 74 期 (2024年 3 月期) (当連結会計年度)
売 上 高(百万円)	34,052	34,342	35,143	33,993
経 常 利 益(百万円)	2,182	2,242	2,356	1,983
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(百万円)	1,050	1,191	1,297	1,031
1株当たり当期純利益(円)	70.85	80.35	87.47	69.55
総 資 産(百万円)	23,991	25,339	26,164	26,909
純 資 産(百万円)	14,117	15,373	16,809	17,985
1株当たり純資産(円)	820.72	888.88	966.99	1,033.40

(3) 重要な親会社及び子会社の状況
重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ジョイフルエーカー	百万円 980	% 70	D I Y 用 品 小 売
株式会社キムラリース	百万円 30	% 100	足 場 レ ン タ ル
東洋ガラス工業株式会社	百万円 32	% 100	サ ッ シ ・ ガ ラ ス 施 工

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、雇用・所得環境が緩やかに改善し、国内消費の持ち直しが見込まれるものの、ウクライナ情勢の長期化や中東情勢の混迷、欧米を中心とした海外経済の減速、資源価格の高騰など、依然として先行き不透明な状況が続くものと思われまます。一方国内では、インバウンド需要が過去最高となり、取り巻く環境は堅調に推移しておりますが、マイナス金利政策の解除で金融政策は正常化に向けて新たな段階に入っております。金融・為替市場の動向や経済・物価への影響を引き続き注視していく必要があると思われまます。また、住宅業界におきましては、住宅価格の上昇による住宅取得マインドの低下、住宅ローン金利の動向など、依然先行きは不透明で厳しい経営環境が続くものと考えられ、当企業グループにとっても予断を許さない状況が続くと思われまます。

このような経済環境の中、当企業グループは激しく変化する市場環境への対応力を高めるために、グループ内の連携強化を図りながら、商品力と提案力のさらなる強化を目指してまいります。

卸売事業においては、人口減少が進む国内では住宅需要の低迷は避けられず、原材料価格やエネルギー資源の高騰も生じており、コスト面で厳しい状況が続くものと思込んでおります。このような環境において、換気に関連した商品の販売拡大とボリュームゾーンへの取引拡大に注力してまいります。

小売事業においては、本州系大型店の出店や業態を超えた販売競争もあり、依然として厳しい経営環境が続くものと思われまます。このような環境において、お客様へ価値あるサービスを提供し、リアル店舗の強みを活かして売場の進化を図ってまいります。さらに全ての部門でお客様からの要望にお応えできる専門知識の提供に努めまます。

不動産事業においては、不動産動向の情報収集を行うとともに、所有不動産を活性化させて収益確保を目指してまいります。

足場レンタル事業においては、次世代足場への資材入替とメンテナンスを継続することで、お客様へ安心、安全を提供し更なる事業拡大に努めてまいります。また、施工の標準化と技術指導、安全パトロールを強化して施工力の向上を図ります。

サッシ・ガラス施工事業においては、キムラグループとしてのシナジー効果を十分に発揮し、業容拡大を図ってまいります。

グループ強化としまして、限りある資源を効率的・生産的に活用するため、情報の共有化を徹底し、戦略統合を図り、より一層のシナジー効果を追求してまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

事業内容	主要商品等	主要な会社
卸売事業	住宅金物、住宅資材、住宅機器、エクステリア、機械工具、仮設資材、ビル用サッシ等	(株)キムラ
小売事業	D I Y用品、家庭用品、ペット用品、レジャー用品、建築資材、園芸用品、インテリア、農業用資材等	(株)ジョイフルエーカー
不動産事業	不動産賃貸及び販売	(株)キムラ (株)ジョイフルエーカー
足場レンタル事業	足場レンタル等	(株)キムラリース
サッシ・ガラス施工事業	サッシ・ガラス建具工事等	東洋ガラス工業(株)

(6) 主要な営業所及び店舗 (2024年3月31日現在)

① 当社

本社	札幌市東区北六条東四丁目1番地7	
営業所	釧路営業所 (北海道釧路市)	東京営業所 (東京都杉並区)
	帯広営業所 (北海道河西郡芽室町)	神奈川営業所 (神奈川県藤沢市)
	旭川営業所 (北海道旭川市)	名古屋営業所 (名古屋市名東区)
	函館営業所 (北海道函館市)	大阪営業所 (大阪市中央区)
	仙台営業所 (仙台市若林区)	福岡営業所 (福岡市東区)
	関東営業所 (さいたま市北区)	物流センター (札幌市東区)
	松本営業所 (長野県松本市)	

② 子会社 株式会社ジョイフルエーカー

本 社	札幌市東区北六条東四丁目1番地7	
店 舗	ジョイフルエーカー	
	屯田店 (札幌市北区)	帯広店 (北海道帯広市)
	大曲店 (北海道北広島市)	大麻店 (北海道江別市)
	ジョイフルエーカービルドオン	
	新道店 (札幌市東区)	
	ペットワールド・プロックス	
	新発寒店 (札幌市手稲区)	西岡店 (札幌市豊平区)
伏古店 (札幌市東区)	音更店 (北海道河東郡音更町)	

③ 子会社 株式会社キムラリース

本 社	北海道石狩市新港西一丁目719番地6	
営業所	恵庭営業所 (北海道恵庭市)	旭川営業所 (北海道旭川市)

④ 子会社 東洋ガラス工業株式会社

本 社	北海道石狩市新港南二丁目721番地1
-----	--------------------

(7) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

(単位：名)

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
卸売事業	133 (35)	4 (△4)
小売事業	514 (372)	△5 (6)
不動産事業	－ (－)	－ (－)
足場レンタル事業	26 (34)	2 (△3)
サッシ・ガラス施工事業	31 (9)	△3 (1)
全社 (共通)	18 (4)	1 (－)
合計	722 (454)	△1 (－)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 不動産事業として記載されている使用人は、全社 (共通) との兼務であり、専任者がいないため、上記のとおり記載しております。
3. 全社 (共通) として記載されている使用人は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものです。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
151 (39) 名	5名 (△4名)	38歳3ヶ月	14年7ヶ月

- (注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社北洋銀行	2,030百万円
株式会社北海道銀行	1,510百万円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 50,400,000株
- ② 発行済株式の総数 15,180,000株
- ③ 株主数 1,357名
- ④ 大株主 (上位11名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社カネキ	5,269千株	35.52%
キムラ取引先持株会	1,435	9.68
株式会社北海道銀行	734	4.95
木村勇介	712	4.80
木村勇市	621	4.19
キムラ社員持株会	496	3.35
株式会社日本カストディ銀行 (信託口4)	455	3.07
株式会社北洋銀行	386	2.60
木村リサ	250	1.69
飯島奈美	244	1.65
木村建介	244	1.65

(注) 持株比率は自己株式 (347,321株) を控除して計算しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（2024年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	木村 勇介	株式会社ジョイフルエーカー代表取締役社長 株式会社キムラリース代表取締役社長 東洋ガラス工業株式会社取締役会長
常務取締役	木村 勇太郎	営業本部長
取締役	小池 猛夫	株式会社ジョイフルエーカー取締役副社長
取締役	朝日田 雄人	有限会社朝日田コーポレーション代表取締役社長
取締役	小林 美穂子	オフィス・ハートフルマインド代表
常勤監査役	奈良 泰	株式会社キムラリース監査役
監査役	藤田 健一	株式会社ジョイフルエーカー監査役
監査役	斉藤 博之	北海道物流開発株式会社代表取締役会長
監査役	本間 幹英	株式会社ほんま代表取締役社長

- (注) 1. 取締役朝日田雄人氏及び小林美穂子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役斉藤博之氏及び本間幹英氏は社外監査役であります。
3. 常勤監査役奈良泰氏及び監査役藤田健一氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役奈良泰氏は、当社の取締役を務めた経歴を有しております。
 - ・監査役藤田健一氏は、株式会社ジョイフルエーカーの常務取締役を務めた経歴を有しております。
4. 当社は、社外取締役朝日田雄人氏及び小林美穂子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 2023年6月27日開催の第73期定時株主総会において、木村勇太郎氏が取締役に新たに選任され就任いたしました。
6. 取締役管理部長兼経営企画室長八代紀裕氏は、2024年3月31日をもって辞任により退任いたしました。
7. 2024年4月1日付で、下記のとおり担当の変更を行いました。
- | | | |
|-------|-------|--------|
| (地位) | (氏名) | (担当) |
| 常務取締役 | 木村勇太郎 | 経営企画室長 |

2024年4月1日現在の執行役員は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
執 行 役 員	富 樫 紀 文	北海道第一営業部長兼本州営業部長
執 行 役 員	泉 雅 暁	マーケティング部長
執 行 役 員	野 村 真 也	管理部長

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度末に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	31,200 (2,400)	31,200 (2,400)	— (—)	— (—)	5 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	10,400 (2,400)	10,400 (2,400)	— (—)	— (—)	4 (2)
合 計 (うち社外役員)	41,600 (4,800)	41,600 (4,800)	— (—)	— (—)	9 (4)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の員数は6名ですが、無支給者が1名いるため支給人員と相違しております。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

- 1) 取締役の金銭報酬の額は、1991年6月28日開催の第41期定時株主総会において月額10,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名です。
- 2) 監査役の金銭報酬の額は、1991年6月28日開催の第41期定時株主総会において月額2,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名です。

ハ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

- 1) 当社は、取締役の使用人兼務部分に対する報酬を支給していません。
- 2) 取締役の報酬等は、株主総会でご承認いただいた報酬総額の範囲内で、社外取締役の適切な助言を得たうえで、取締役会で決定するものとしております。
取締役会は代表取締役社長木村勇介に対し各取締役の報酬額等の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の職務内容・実務実績・業績評価等を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。
- 3) 監査役の報酬等は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査役の協議により決定しております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役朝日田雄人氏は、有限会社朝日田コーポレーションの代表取締役社長であります。当社と有限会社朝日田コーポレーションとの間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役小林美穂子氏は、オフィス・ハートフルマインドの代表であり、大通公園メンタルクリニックの臨床心理士であります。当社とオフィス・ハートフルマインドの間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役斉藤博之氏は、北海道物流開発株式会社の代表取締役会長であります。当社と北海道物流開発株式会社との間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役本間幹英氏は、株式会社ほんまの代表取締役社長であります。当社と株式会社ほんまの間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 朝日田雄人	当事業年度に開催された取締役会13回のうち10回に出席いたしました。企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、経営の監督と経営全般へ積極的な意見を述べており、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。また、人材教育については企業コンサルタントとしての専門的立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役 小林美穂子	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席いたしました。社外役員となること以外の方法で経営に関与された経験はありませんが、医療分野での高い見識及び専門性、海外勤務に携わる等、幅広い経験から意見を述べており、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。また、健康経営については臨床心理士としての専門的立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性、適正性を確保する為の適切な役割を果たしております。
社外監査役 斉藤博之	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に、また、監査役会12回のうち11回に出席いたしました。取締役会において、長年経営に携わった経験と見識から適宜発言を行っております。取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言、特に当社の物流システム構築においての助言等を行っております。また、監査室と緊密な連携を保ち、積極的に意見交換を行っており、内部監査についても適宜、必要な発言を行っております。
社外監査役 本間幹英	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に、また、監査役会12回のうち11回に出席いたしました。企業経営者の見地から取締役の意思決定や業務執行の適法性などの業務監査を行っております。また、監査役会において、年度当初に定めた監査計画と職務分担に基づいた内部監査に関する重要事項の協議を行っており適宜、必要な発言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

- ① 名称 EY新日本有限責任監査法人
② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	18,900千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,350千円

- (注) 1. 当社の子会社である株式会社ジョイフルエーカーにつきましてもEY新日本有限責任監査法人が会計監査人となっております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

- ③ 非監査業務の内容
該当する事項はありません。

- ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針
監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。
- また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 「コンプライアンス規程」「役員規程」等の社内規則を制定し、取締役及び使用人はこれを遵守する。
- ロ. 事業活動における法令・企業倫理・社内規則等の遵守を確保し、また改善するためコンプライアンス委員会を設置し、重要事項については定期的に取り締役に報告を行う。各部門にコンプライアンス管理者を置き、組織風土の維持・改善に努める。
- ハ. コンプライアンスに関する相談や法令遵守上疑義のある行為について、使用人が直接通報を行う手段として「内部通報制度」を制定し、法令等に反する行為を早期に発見し、是正する。
- ニ. 各組織から独立した監査室を設置し、監査役及び会計監査人と連携のうえ、内部監査を通じて職務の執行における適法性・妥当性を検証するとともに、リスク要因の指摘、指導並びに改善を図る。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役の職務執行に係る情報については、「情報管理規程」「文書取扱規程」「内部情報及び内部者取引管理規程」「コンプライアンス規程」に従い、その保存媒体に応じて十分な注意をもって保存・管理する。
- ロ. 取締役及び監査役は、これらの情報を必要に応じて閲覧できる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 取締役社長は、リスクカテゴリーごとにリスク管理担当役員を定め、適切な管理体制を構築・運営させるとともに、定期的に管理体制を見直す。
- ロ. リスクが具現化し、重大な損失の発生が予測される場合、新たなリスクが生じた場合には、取締役会にて速やかに対処方法を明確にし、取締役社長は必要に応じて全社に指示・伝達する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 意思決定プロセスの簡素化等により、迅速な意思決定を図るとともに、経営の重要事項については、取締役及び常勤監査役並びに部長で構成する経営会議で十分討議したうえ、取締役会で意思決定する。
 - ロ. 取締役会は中期経営計画に基づく年度計画の進捗度合いについて定例的に検証を行い、適切な対応策を講じる。
 - ハ. 「取締役会規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」に従った業務執行を行うことで、経営の効率化を図るとともに、監査役並びに監査室が連携のうえ有効性の検証を行う。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - 1) 当社が定める「関係会社管理規程」に従い、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について報告を義務付ける。
 - 2) 当社グループの取締役が出席する関係会社連絡会議を定期的で開催し、職務の執行状況を把握する。
 - ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社グループ全体のリスク管理について定める「リスク管理規程」を制定し、リスクカテゴリーごとに専任部署を決め、グループ全体のリスクを統括的に管理する。
 - ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 子会社における迅速な意思決定を確保するとともに、当社に専任部署を設置し子会社の管理・指導を行う。
 - 2) 子会社においても当社と同様に中期経営計画に基づく方針管理を行うとともに、グループ全体での進捗状況を定期的に点検する。
 - ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 子会社の取締役等及び使用人は当社グループが定める「コンプライアンス規程」及び子会社が定める「役員規程」等の社内規則を遵守する。
 - 2) 当社の監査役及び監査室は子会社の監査を行う。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役の職務を補助するため、取締役の指揮命令には服さない使用人を1名以上置く。当該使用人に対する指揮命令権限は監査役に専属する。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
イ. 使用人の独立性を確保するため、当該使用人の任命・解雇・異動等の人事権に関する事項については、事前に監査役会の同意を得たうえで取締役会において決定する。
ロ. 当該使用人の人事考課は監査役会で定めた監査役が行う。
- ⑧ 監査役への報告に関する体制
イ. 取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況を監査役に報告する。
ロ. 当社グループの取締役及び使用人は、当社もしくは子会社に著しい損失の恐れのある事実、またはこれらの会社において法令・定款等に違反する行為を知った場合は、直ちに監査役に報告する。
ハ. 監査役は、その職務の遂行のために必要と判断したときは、取締役及び使用人に報告を求めることができる。
ニ. 当社グループの取締役及び使用人は、監査役が業務の報告を求めた場合、迅速かつ的確に対応する。
- ⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。
- ⑩ 監査役の仕事の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の仕事の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

- ⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役及び使用人は、監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するように努める。
 - ロ. 取締役との意見交換を密にし、また監査室との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
- ⑫ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその体制
- 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、「コンプライアンス規程」等の社内規則にその対応を定め、組織全体で法律に則した毅然とした態度で臨み、不当要求を拒絶し、それらの勢力との一切の関係を遮断排除する。

(運用状況の概要)

- ① コンプライアンスについて
- 当社は、当社グループ共通の「コンプライアンス規程」を制定し、グループ全役職員への徹底を図るとともに、グループでコンプライアンス委員会を定例的に開催し、組織風土の維持・改善に努めております。
- ② 取締役の業務の適正の確保について
- 定例取締役会のほかに、部長を含めた経営会議を月1回開催し、業務計画の進捗状況を確認し、日常業務における意思決定の透明性を確保しております。
- 常勤監査役は、経営会議に出席するとともに、稟議書の閲覧と各取締役へのヒアリングにより意思決定の有効性を検証しております。
- ③ 子会社における業務の適正の確保について
- 「関係会社管理規程」に基づき、子会社に対し定例的な報告を求めるとともに、関係会社担当部署の責任者を子会社の月例会議に出席させ、情報の共有化と子会社の管理・指導を行っております。また、当社グループの取締役全員による関連会社連絡会議を定例的に開催し、情報の共有化とグループとしての意思統一を図っております。
- 当社常勤監査役は、子会社の取締役会をはじめ諸会議の議事録、稟議書を定例的に閲覧し、意思決定の有効性を検証しております。また、当社の監査役及び監査室は子会社の監査を行っております。
- ④ 監査役による監査の体制について
- 監査役は監査役会を月1回開催し、常勤監査役からの報告を受けるとともに、監査業務に関する審議を行い、取締役会において十分な意見交換を行っております。
- 常勤監査役は、取締役、会計監査人、監査室と十分な意見交換を行っております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	26,909,704	(負 債 の 部)	8,924,236
流 動 資 産	11,108,712	流 動 負 債	6,130,983
現金及び預金	3,878,297	支払手形及び買掛金	1,570,682
受取手形、売掛金及び契約資産	1,982,673	電子記録債務	334,253
電子記録債権	252,961	短期借入金	2,720,000
商 品	4,306,309	リ ー ス 債 務	12,468
販売用不動産	142,097	未払法人税等	250,867
仕掛販売用不動産	364,025	賞与引当金	208,945
その他の棚卸資産	27,911	そ の 他	1,033,766
そ の 他	156,156	固 定 負 債	2,793,253
貸倒引当金	△1,720	長期借入金	1,160,000
固 定 資 産	15,800,991	リ ー ス 債 務	19,332
有 形 固 定 資 産	13,116,467	繰延税金負債	156,099
建物及び構築物	7,283,981	再評価に係る繰延税金負債	164,277
土 地	2,972,675	役員退職慰労引当金	29,010
賃貸用建物	500,390	退職給付に係る負債	339,489
賃貸用その他資産	21,127	資産除去債務	425,854
賃貸用土地	1,452,416	そ の 他	499,188
リ ー ス 資 産	33,156		
建設仮勘定	365,935	(純 資 産 の 部)	17,985,467
そ の 他	486,785	株 主 資 本	14,783,612
無 形 固 定 資 産	434,865	資 本 金	793,350
そ の 他	434,865	資 本 剰 余 金	834,427
投 資 其 他 の 資 産	2,249,657	利 益 剰 余 金	13,288,878
投資有価証券	1,071,405	自 己 株 式	△133,042
長期貸付金	8,772	その他の包括利益累計額	544,547
繰延税金資産	573,088	その他有価証券評価差額金	462,961
そ の 他	601,545	土地再評価差額金	81,585
貸倒引当金	△5,154	非 支 配 株 主 持 分	2,657,306
資 産 合 計	26,909,704	負 債 純 資 産 合 計	26,909,704

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		33,993,703
売上原価		23,944,708
売上総利益		10,048,995
販売費及び一般管理費		8,234,777
営業利益		1,814,217
営業外収益		
受取利息	2,190	
受取配当金	25,741	
仕入割引	66,094	
資材売却収入	28,000	
その他	66,542	188,569
営業外費用		
支払利息	11,709	
その他	7,732	19,441
経常利益		1,983,345
特別利益		
固定資産売却益	1,254	
受取保険金	1,774	3,028
特別損失		
固定資産除売却損	280	280
税金等調整前当期純利益		1,986,093
法人税、住民税及び事業税	688,265	
法人税等調整額	27,932	716,198
当期純利益		1,269,895
非支配株主に帰属する当期純利益		238,219
親会社株主に帰属する当期純利益		1,031,676

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目 (資 産 の 部)	金 額	科 目 (負 債 の 部)	金 額
流 動 資 産	5,276,568	流 動 負 債	1,494,900
現金及び預金	2,281,806	支払手形	106,523
受取手形	223,620	電子記録債権	334,253
電子記録債権	251,806	買掛金	619,479
売掛金	1,118,425	リース債権	1,609
商品	849,164	リース債権	1,609
不動産	142,097	未払金	119,935
不動産	364,025	未払費用	38,730
渡	29,466	未払法人税等	76,821
前払費用	12,298	賞与引当金	56,000
その他	4,017	その他の	141,548
貸倒引当金	△160	固 定 負 債	821,719
固 定 資 産	7,482,358	リース債権	3,822
有形固定資産	3,590,387	繰延税金負債	93,628
建物	250,441	再評価に係る繰延税金負債	164,277
構築物	778	退職給付引当金	252,629
車両運搬具	2,288	役員退職慰労引当金	29,010
器具備品	4,596	その他の	278,350
土地	575,174	(純資産の部)	10,442,306
建物	618,843	株 主 資 本	9,897,758
貸用建物	75,410	資本金	793,350
貸用その他資産	1,835,909	資本剰余金	834,500
リース資産	5,431	資本準備金	834,500
建設仮勘定	221,512	利益剰余金	8,402,951
無形固定資産	370,934	利益準備金	95,520
施設利用権	8,046	その他利益剰余金	8,307,431
ソフトウェア	33,661	別途積立金	2,300,000
ソフトウェア仮勘定	329,226	繰越利益剰余金	6,007,431
投資その他の資産	3,521,036	自 己 株 式	△133,042
投資有価証券	1,071,405	評価・換算差額等	544,547
関係会社株	2,083,680	その他有価証券評価差額金	462,961
出資	122,095	土地再評価差額金	81,585
長期貸付金	496	資 産 合 計	12,758,926
関係会社長期貸付金	200,000	負 債 純 資 産 合 計	12,758,926
更生債権等	777		
長期前払費用	6,217		
その他	37,162		
貸倒引当金	△798		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		10,768,830
売 上 原 価		8,554,585
売 上 総 利 益		2,214,245
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,712,317
営 業 利 益		501,927
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	452	
受 取 配 当 金	135,464	
仕 入 割 引	65,605	
雑 収 入	2,585	204,108
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	404	
雑 損 失	1,503	1,908
経 常 利 益		704,127
税 引 前 当 期 純 利 益		704,127
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	198,402	
法 人 税 等 調 整 額	△49	198,352
当 期 純 利 益		505,774

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月24日

株式会社キムラ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

札幌事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大黒英史
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 海上大介
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社キムラの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キムラ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月24日

株式会社キムラ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

札幌事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大黒英史
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 海上大介
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社キムラの2023年4月1日から2024年3月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業を前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業を前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業を前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第74期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月27日

株 式 会 社 キ ム ラ 監査役会
常勤監査役 奈 良 泰 ㊟
監 査 役 藤 田 健 一 ㊟
社外監査役 斉 藤 博 之 ㊟
社外監査役 本 間 幹 英 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第74期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金14円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は207,657,506円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年6月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役1名選任の件

経営基盤の強化を図るため取締役を1名増員することとし、選任をお願いするものであります。

なお、新たに選任された取締役の任期は当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
野村真也 (1964年3月17日生)	1986年4月 株式会社北海道銀行入行 2020年6月 同行人事部上席調査役 2023年7月 当社へ出向 管理部人事担当部長 2024年4月 当社入社 執行役員管理部長(現任)	0株

(注) 1. 新任の取締役候補者であります。

2. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役奈良泰氏、藤田健一氏、本間幹英氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	※ よし だ けん いち 吉 田 研 一 (1961年2月24日生)	1979年4月 粧連株式会社入社 2005年1月 株式会社PALTAC入社 2011年4月 同社営業統括部長 2014年4月 同社執行役員北海道支社長 2019年7月 当社入社 業務改善室長 2020年4月 当社執行役員商品部長 2024年4月 当社経営企画室顧問(現任)	8,600株
2	ほん ま みき ふさ 本 間 幹 英 (1970年11月19日生)	2006年6月 株式会社ほんま 代表取締役社長(現任) 2014年4月 一般財団法人札幌物産協会 常務理事(現任) 2016年6月 当社社外監査役(現任)	0株

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 本間幹英氏は、社外監査役候補者であります。
4. 本間幹英氏を社外監査役候補者とした理由は以下のとおりです。
同氏は株式会社ほんまの代表取締役であります。企業経営に関する幅広い知識と経験により社外監査役として職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
5. 当社は、本間幹英氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。本間幹英氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 本間幹英氏は、現に当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
おちひろと 越智裕人 (1957年4月29日生)	1991年10月 小樽ホンダモーター株式会社 代表取締役社長 (現任) 2005年4月 株式会社越智自動車 代表取締役社長 (現任) 2010年6月 株式会社エアバス 代表取締役社長 (現任)	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 越智裕人氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 越智裕人氏を社外監査役候補者とした理由は以下のとおりであります。
同氏は、企業経営に関する幅広い知識と経験により監査機能を発揮していただけるものと判断しております。
4. 越智裕人氏が監査役に就任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項の最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

札幌市東区北六条東四丁目 1 番地 7
デ・アウネさっぽろ 1 階 展示場102A
電話 (011) 721-1101 (代表)

